

**鹿児島県産品販路拡大支援事業
よくあるお問い合わせ**

事業参加申請について

No.	質問	回答
1	GFPに登録している事が分かる書類とは具体的に何ですか？	ログイン後の会員ページで、企業名等のユーザー名が分かるスクリーンショット等をお送りください。
2	配分基準に記載の各審査項目は、何をもとにポイントするのですか？	事業参加申請時に提出いただく承認申請書(別記第14号様式)の下記添付書類の記載内容をもとにポイントをつけます。そのため、下記の書類作成時は配分基準を参考に作成してください。 ・事業計画書(別記第2号様式) ・収支予算書(別記第3号様式) ・自社の概要が分かる資料(会社概要等) ・直近3箇年の収支の状況が分かる資料(決算書等)
3	オンライン申請を行なおうとしたところ、ファイルの容量がオーバーしており、アップロードできませんでした。書類は郵送しても構いませんか？	申請はオンラインのほか郵送でも受け付けております。また一部のファイルのみの問題でしたらメールでお送りいただいても構いません。いずれの場合も期日までに必着でお送りください。なお、その際は事前に事務局までメールでお知らせください。

事業の実施について

No.	質問	回答
1	事務局からの支援金交付決定通知が到着する前に、事業に着手したい場合はどのようにしたらいいですか？	やむを得ない事情により支援金の交付決定前に事業を着手する必要がある場合には、あらかじめ事務局までご連絡ください。事務局の指示のもと、事情が考慮された場合は、別記第8号様式を事務局までご提出いただきます。
2	実施計画に変更が生じた場合はどうしたらいいですか？	交付決定された支援金額の30%を超える減となる場合は、別記第5号様式により変更申請を行なってください。添付書類は次のとおりです。 ①事業変更計画書(別記第2号様式) ②変更収支予算書(別記第3号様式) 事業者からの申請を確認した後、事務局より支援金変更交付決定通知(別記第6号様式)を通知します。

事業経費について

No.	質問	回答
1	対象外となる経費は何ですか	①消費税及び地方消費税 ②交付決定日前に発注、購入、契約等を実施したもの ③通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費 ④電話料金、インターネット利用料金等の通信費 ⑤金融機関などへの振込手数料(発注先が負担する場合を除く) ⑥コピー代、事務用品等の消耗品代、雑誌・新聞購読料、団体等の会費 ⑦飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用 ⑧上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

実績報告について

No.	質問	回答
1	支援事業実績報告書(別記第9号様式)の提出にあたり添付が必要な、実績書の内容を裏付ける書類とは何ですか？	事業経費の内、補助対象経費に係る経費を証明する領収書や請求書のほか、輸送費の場合はコンテナパッキングリスト、伝票等の控え、イベント出展の場合は出展者リストや会場写真等、実施した事が分かる資料を添付してください

鹿児島県産品販路拡大支援事業 事務局

(電話) 080-9067-1920 / (FAX) 099-250-1255

月曜から金曜まで 午前9時～午後5時(土日祝/年末年始12/29～1/3除く)